

兵庫県公報

平成24年2月10日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○平成19年兵庫県告示第733号（化学的酸素要求量に係る総量規制基準）の一部改正（水大気課）	1
○平成19年兵庫県告示第734号（窒素含有量に係る総量規制基準）の一部改正（同）	9
○平成19年兵庫県告示第735号（りん含有量に係る総量規制基準）の一部改正（同）	12

告 示

兵庫県告示第163号

平成19年兵庫県告示第733号（化学的酸素要求量に係る総量規制基準）の一部を次のように改正し、平成24年5月1日から施行する。ただし、平成26年4月1日の前日までの間は、平成24年5月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、なお従前のおりとする。

平成24年2月10日

兵庫県知事 井戸敏三

別表第1中

「

5	肉製品製造業	40	40	30	
---	--------	----	----	----	--

」

を

「

5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	40	30	
---	---------------------	----	----	----	--

」

に、

「

9	寒天製造業	80	80	80	
---	-------	----	----	----	--

」

を

「

9	寒天製造業	55	55	55	
---	-------	----	----	----	--

」

に、

「

109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトア
-----	-------------------------------	----	----	----	---

						ルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
--	--	--	--	--	--	---

を「

109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
-----	-------------------------------	----	----	----	--

に、「

122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	(1) 日平均排水量が10,000m ³ 未満の事業場	60	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
		(2) 日平均排水量が10,000m ³ 以上の事業場	50			

を「

122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	(1) 日平均排水量が10,000m ³ 未満の事業場	60	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序
-----	------------------------------------	--	----	----	----	--------------------------------------

	(2) 日平均排水量が 10,000m ³ 以上の事業 場	50				に従い、150、150、150と する。 (2) 有機農薬原体製造工程 にあつては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序 に従い、180、180、160と する。
--	--	----	--	--	--	--

に、
「

204	プリント回路製造業	20	20	20	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む）	10	10	10	

を
「

204	電子回路製造業	20	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	10	10	10	

に、
「

221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	40	30	30	(1) 第2欄により算定した 処理対象人員が、5,000人 以下のものにあつては、 第3欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、40、 30、30とする。 (2) 第2欄により算定した 処理対象人員が5,000人 以下のものであつて、昭 和55年7月建設省告示第 1292号が適用される前の ものにあつては、第3欄 の(1)の値は50、(2)の値 は40とする。 (3) 第2欄に規定する表に 定める構造を有するし尿 浄化槽より高度にし尿を 処理することができる方 法によりし尿を処理する ものにあつては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の
-----	--	----	----	----	---

				<p>順序に従い、40、20、20とする。</p> <p>(4) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。</p> <p>(5) (4)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20とする。</p>
--	--	--	--	--

を
「

221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40	30	30	<p>(1) 平成18年1月31日以前に設置されたものであつて、第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のもの((3)に掲げるものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。</p> <p>(2) (1)のうち、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、第3欄の(1)の値は50、(2)の値は40とする。</p> <p>(3) 平成18年1月31日以前に設置されたものであつて、第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20、20とする。</p> <p>(4) 平成18年2月1日以後</p>
-----	--	----	----	----	---

					<p>に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。</p> <p>(5) (4)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20とする。</p>
--	--	--	--	--	---

に、
「

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	50	30	20	<p>(1) 日平均排水量が3,000m³未満のものにあつては、第3の欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、50、30、20とする。</p> <p>(2) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては、第3欄の(1)の値は50、(2)の値は40とする。</p> <p>(3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、20とする。</p>
-----	-----------------------	----	----	----	--

を
「

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	50	30	20	<p>(1) 昭和62年6月30日以前に設置されたもの(2)に掲げるものを除く。)にあつては、第3欄の(1)の値は50、(2)の値は40とする。</p> <p>(2) 嫌気性消化法、好気性</p>
-----	-----------------------	----	----	----	--

					消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、20とする。
--	--	--	--	--	--

に改め、別表第2中

「

5	肉製品製造業	40	40	30	
---	--------	----	----	----	--

を

「

5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	40	30	
---	---------------------	----	----	----	--

に、

「

204	プリント回路製造業	20	20	20	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む）	15	10	10	

を

「

204	電子回路製造業	20	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	15	10	10	

に、

「

221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	40	30	30	(1) 第2欄により算定した処理対象人員が、5,000人以下のものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。 (2) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであつて、昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前の
-----	--	----	----	----	--

					<p>ものにあつては、第3欄の(1)の値は50、(2)の値は40とする。</p> <p>(3) 第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20、20とする。</p> <p>(4) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。</p> <p>(5) (4)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20とする。</p>
--	--	--	--	--	---

を「

221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40	30	30	<p>(1) 平成18年1月31日以前に設置されたものであつて、第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のもの((3)に掲げるものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。</p> <p>(2) (1)のうち、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、第3欄の(1)の値は50、(2)の値は40とする。</p> <p>(3) 平成18年1月31日以前に設置されたものであつ</p>
-----	--	----	----	----	--

					<p>て、第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、20、20とする。</p> <p>(4) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。</p> <p>(5) (4)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20とする。</p>
--	--	--	--	--	--

に、
「

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	50	30	20	<p>(1) 日平均排水量が3,000m³未満のものにあつては、第3の欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、50、30、20とする。</p> <p>(2) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては、第3欄の(1)の値は50、(2)の値は40とする。</p> <p>(3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、20とする。</p>
-----	-----------------------	----	----	----	--

を

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	50	30	20	(1) 日平均排水量が3,000m ³ 未満のもの（(3)に掲げるものを除く。）にあつては、第3の欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、50、30、20とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたもの（(3)に掲げるものを除く。）にあつては、第3欄の(1)の値は50、(2)の値は40とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、20とする。
-----	-----------------------	----	----	----	---

に改める。



兵庫県告示第164号

平成19年兵庫県告示第734号（窒素含有量に係る総量規制基準）の一部を次のように改正し、平成24年5月1日から施行する。ただし、平成26年4月1日の前日までの間は、平成24年5月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量に係るCn、Cno及びCniの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、なお従前のおりとする。

平成24年2月10日

兵庫県知事 井戸 敏 三

別表第1中

2	畜産農業	60	60	
---	------	----	----	--

を

2	畜産農業	60	60	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するものにあつては、第3欄の(1)の値は、60とする。
---	------	----	----	---

に、

5	肉製品製造業	25	10	
---	--------	----	----	--

を
「

5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	25	10	
---	---------------------	----	----	--

に、
「

102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、100、1、100とする。
-----	---------------	----	----	--

を
「

102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700とする。
-----	---------------	----	----	--

に、
「

204	プリント回路製造業	15	10	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、第3欄の値は、

				それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
--	--	--	--	------------------------

を
「

204	電子回路製造業	15	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。

に改め、別表第2中

「

5	肉製品製造業	30	10	
---	--------	----	----	--

を
「

5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	30	10	
---	---------------------	----	----	--

に、
「

204	プリント回路製造業	20	10	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。

を
「

204	電子回路製造業	20	10	
-----	---------	----	----	--

205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
-----	--	----	----	---

に改める。



兵庫県告示第165号

平成19年兵庫県告示第735号（りん含有量に係る総量規制基準）の一部を次のように改正し、平成24年5月1日から施行する。ただし、平成26年4月1日の前日までの間は、平成24年5月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量に係るCp、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、なお従前のおりとする。

平成24年2月10日

兵庫県知事 井戸敏三

別表第1中

「

2	畜産農業	8	8	
---	------	---	---	--

を

「

2	畜産農業	8	8	総面積が50㎡以上の豚房施設を有するものにあつては、第3欄の(1)の値は、8とする。
---	------	---	---	--

に、

「

5	肉製品製造業	4	1	
---	--------	---	---	--

を

「

5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	4	1	
---	---------------------	---	---	--

に、

「

204	プリント回路製造業	1	1	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつて

				は、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。
--	--	--	--	-------------------------------

を

204	電子回路製造業	1	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。

に改め、別表第2中

5	肉製品製造業	6	1	
---	--------	---	---	--

を

5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	6	1	
---	---------------------	---	---	--

に、

204	プリント回路製造業	2	1	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6、1とする。

を

204	電子回路製造業	2	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6、1とする。

に改める。